

三重県立白子高等学校松消毒及び剪定業務委託仕様書

1 共通事項

- ・各樹木のおおよその剪定程度は、質疑応答締切日までに事前連絡のうえ現場等をご確認下さい。
- ・伐採・剪定樹木は、受託者において場外へ搬出し諸法令の定めるところにより適切に処分してください。
- ・詳細な作業日程については、担当者と調整のうえ決定することとします。
- ・履行期限は、契約締結の日から令和元年12月20日(金)までとします。
- ・本仕様書に明示のない項目であっても、業務を完了するために必要な軽微な内容については委託業務の内容とし受託者がその責任において対応することとします。
- ・業務中、作業従事者及び第三者に及ぼした傷害、又は建物・工作物の損害等は、すべて受託者において責を負うものとします。
- ・本仕様書の内容に疑義が生じた時は、全て本校に届け出のうえ、本校の承認または指示を受けて仕様書を補足するものとします。また、本仕様書は、主要な項目について示すものであり、指示のない事項で施工時等業務遂行上必要なものについては、受注者が負担するものとします。

2 箇所別作業内容(別添配置図のとおり)

番号	樹種	本数	作業内容
1	松	8	消毒及び伸びた葉の剪定

- 3 特記事項 (1)委託業者が業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 本校に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、本校と協議を行うこと。
- (2) 委託業者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

